

第8回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月25日(金)午前10時00分から

2. 開催場所 川西町中央公民館 大ホール

3. 出席委員(10名)

会 長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野勝廣

委 員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏
5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第10号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あつせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第11号 非農地証明の結果報告について

第 6 報告第12号 農地転用制限の例外に係る届出について

第 7 議第 35号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 8 議第 36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 9 議第 37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)

第10 議第 38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)

第11 議第 39号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

第12 議第 40号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主任 竹田智弘、主事 淀野拓也
主事 玉田絵里子

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

ただ今より、第8回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席4番佐々木一宏委員、議席5番勝見和彦委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第10号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野拓也

1ページをご覧ください。報告第10号、令和2年8月25日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、所有権の移転について8月申し出件数1件、田6,896㎡、うち個人への調整決定件数1件、田6,896㎡、所有権移転合計1件、田6,896㎡となります。以上の内容については、川西町農地移動あっせん基準に基づき審議された内容です。

詳細につきましては、後程農用地利用集積計画に対する決定についての際に説明させていただきます。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、報告第11号非農地証明の結果報告についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主任 竹田 智弘

3ページをご覧ください。報告第11号、非農地証明の結果報告について、願い出件数は1件です。4ページをご覧ください。願人●●、大字洲島字本郷3572-1、地目は畑962㎡です。非農地となった時期及び事由については、明治38年に居宅が建築され昭和37年に増築、宅地として利用してきたものです。調査員の意見、現地調査の結果上記のとおり相違ありません。令和2年9月14日、高橋委員、佐々木委員、事務局職員です。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第6、報告第12号、農地転用制限の例外に係る届出についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主任 竹田智弘

5ページをご覧ください。報告第12号、農地転用制限の例外に係る届出について、6ページをお開き下さい。認定電気通信事業の用に供する一定の施設に関しては、農地法施行規則第29条第16号、同第53条第14号の規定により農地転用許可は不要とされています。ただし、このうち中継施設、いわゆる携帯基地局などについては、農業上の土地利用との調整を図ることとされており、事業計画書の提出が必要であり、この度5件の届出がありましたので報告します。1番、申請者楽天モバイル株式会社、所有者●●、大字下奥田字入生地1550-1、畑155㎡のうち2.25㎡、土地利用目的は携帯電話基地局となります。2番、申請者楽天モバイル株式会社、所有者●●、大字上小松字二井町3988-16、畑349㎡のうち2.25㎡、土地利用は同じく携帯電話の基地局です。3番、申請者楽天モバイル株式会社、所有者●●、大字小松字砂子田東1262-1、田3,144㎡のうち2.25㎡、土地の使用については携帯電話の基地局です。4番、申請者楽天モバイル株式会社、所有者●●、大字尾長島字八幡堂4432、田388㎡のうち2.25㎡、土地の使用については携帯電話の基地局です。5番、申請者楽天モバイル株式会社、所有者●●、大字高山字宿南453-1、畑501㎡のうち2.25㎡、土地の使用については携帯電話の基地局となります。届出の詳細については、別添資料No.2に事業計画書5件分抜粋しております。基地局の形態といたしましては、6ページに記載のとおりですが、基本的にはコンクリート柱、いわゆる電柱のようなものの上にアンテナを設置ものです。現地につきましては、令和2年9月14日に高橋委員、佐々木委員、事務局職員で確認しました。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第7、議第35号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

7ページをご覧ください。議第35号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。令和2年9月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は14件です。1番●●、●●、大字西大塚字八幡八514-1、田991㎡、計田2筆3,696㎡、平成11年6月25日から3年間、10a 借賃●●円、解約後売買するものです。2番●●、●●、大字西大

塚字大谷地一795-1、田1, 973㎡、計田3筆4, 015㎡、平成27年1月26日から4年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。3番●●、●●、大字西大塚字大谷地一796-3、田2, 001㎡、平成28年2月1日から5年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。4番●●、●●、大字時田字町西1690-1、田1, 403㎡、計田3筆11, 053㎡、平成23年1月4日から10年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。8ページをご覧ください。5番●●、●●、大字時田字変り松911、田238㎡、同じく631-3、畑557㎡、平成7年10月30日から10年間、10a借賃田●●円、畑●●円、錯誤によるものです。平成7年契約しておりますが、実際には当該土地について、賃借人が耕作してないとのことで、錯誤によるものと判断し解約をするものです。6番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、●●、大字上小松字雇2653、田5, 220㎡、計田5筆16, 038㎡、上段の3筆が平成27年5月30日から10年間、10a借賃上の1筆が●●円、下の2筆が●●円、下段2筆が平成31年4月24日から10年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。7番●●、●●、大字高山字八幡堂東895-2、田2, 455㎡、計田2筆2, 569㎡、平成28年5月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。8番●●、●●、大字高山字八幡堂東1145-1、田2, 456㎡、計田4筆3, 445㎡、平成28年5月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。9番●●、●●、大字高山字八幡堂東922-1、田998㎡、計田1筆998㎡、畑2筆2, 673㎡、平成27年10月1日から10年間、10a借賃田●●円、畑●●円、解約後貸し直しするものです。10番●●、●●、大字高山字中里西1215、田1, 656㎡、計田2筆4, 345㎡、平成30年3月1日から3年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。11番●●、●●、大字高山字七浦646-4、田5, 126㎡、計田3筆6, 060㎡、平成23年2月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。12番●●、●●、大字吉田字泉作4289-1、田13, 088㎡、計田3筆16, 370㎡、平成28年5月1日から5年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。13番●●、●●、大字吉田字江上5047、田3, 910㎡、計田5筆26, 136㎡、令和2年3月27日から3年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。14番●●、●●、大字洲島字砂子田5737-8、田2, 527㎡、計田9筆16, 381㎡、平成23年6月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を受理することに決定いたします。

日程第8、議第36号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

10ページをご覧ください。議第36号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和2年9月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は4件です。1番●●、●●、大字西大塚字仲沖一553-1、畑358㎡、計畑2筆429㎡、贈与、受贈です。2番●●、●●、大字西大塚字仲沖五672、畑89㎡、計畑2筆475㎡、贈与、受贈です。3番●●、●●、大字時田字新町1440-1、畑640㎡、離農、経営規模拡大です。4番●●、●●、大字洲島字田中二3119、畑419㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。以上今回の申請について、譲受人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番及び2番について本職より報告いたします。

番号1番及び2番について、9月14日推進委員齋藤修一委員が現地調査をしました。今回の申請は贈与受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思われま

続いて、番号3番の件について議席1番鈴木秀男委員より報告願います。

委員 鈴木秀男

番号3番について、9月11日に遠藤委員が現地調査をしました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、売買価格10a●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

続いて、番号4番の件について議席9番新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野勝廣

番号4番について、9月20日推進員内山委員が現地調査をしています。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はありません。農地の状況から見て、総額●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第37号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

11ページをご覧ください。議第37号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和2年9月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。1番●●、●●、大字洲島字大小面7149、田3,651㎡、計田2筆4,821㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。以上今回の申請について、賃借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野勝廣

番号1番について、9月24日内山推進委員が賃借人の黒澤さんと現地調査をしています。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第10、議38号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

議第38号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和2年9月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は1件です。1番●●、●●、大字上小松字八景673-9、田103㎡、計田18筆57, 126㎡、畑1筆34㎡、経営移譲年金受給継続、譲受となります。以上今回の申請について、借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席3番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋孝博

番号1番について、9月13日に、推進委員の渡部委員と私で現地調査をしました。今回の申請は、経営移譲年金受給継続、譲受です。借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を許可することに決定いたします。

日程第11、議第39号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田智弘

13ページをご覧ください。議第39号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から農地の転用に伴う許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和2年9月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は1件です。1番申請人●●、大字時田字変り松616-4、畑1、126㎡です。使用目的は住宅用地で転用後、住宅を建設するものです。別添資料No.1農地転用補足資料をご覧ください。3ページの部分が今回の申請地となります。農地区分は第1種農地、許可基準は住宅等申請に係る集落接続にあたりと判断されます。土地利用計画図については5ページのとおりで、国道287号の新設に伴う用地買収により申請地に住宅を移転するもので、事業費は●●万円です。雨水については、地下浸透、造成については30cmの盛土を行い、法面も植生により保護を行う計画で以上のことから許可基準に沿った申請内容と思われます。

議長 大沼藤一

次に、現地調査等の結果について、議席3番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋孝博

番号1番について、令和2年9月14日に佐々木委員と私、そして事務局で現地調査をしました。申請の土地は、時田地内にある第1種農地の畑です。本申請は、申請人が住宅を建設するための申請です。盛土による造成ですが、法面の保護を行い、また、近隣農地への日照、通風等に対しても被害防除措置が取られる計画です。周辺農地への影響もなく、申請の内容に問題はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第12、議第40号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

14ページをご覧ください。議第40号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和2年9月25日提出、川西町農業委員会会長名。15ページをご覧ください。所

有権移転各筆明細で、番号8214番、●●、計田2筆6, 896 m²、●●、10a対価は●●万円経営縮小となっています。以上の内容は経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしています。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

これもちまして、第8回川西町農業委員会総会を閉会いたします。